○鹿児島県警察における高齢者交通安全支援室の設置に関する訓令

平成29.3.13　鹿児島県警察本部訓令７

（趣旨）

第１条　この訓令は，鹿児島県警察の組織に関する訓令（昭和52年鹿児島県警察本部訓令第２号）第14条の33第２項の規定に基づき，高齢者交通安全支援室（以下「支援室」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第２条　支援室においては，次に掲げる事務を行うものとする。

⑴　高齢者の交通安全支援に係る企画及び立案に関すること。

⑵　高齢者運転適正診断車の運用に関すること。

⑶　関係機関・団体との連絡調整に関すること。

⑷　その他交通部交通企画課長の命ずる事項に関すること。

（支援室長等）

第３条　支援室に支援室長（以下「室長」という。）を置く。

２　室長には，警視又は警部の階級にある警察官をもって充て，警察本部長が任命する。

３　室長は，支援室の事務を掌理し，部下の職員を指揮監督する。

（係）

第４条　支援室には，その所掌事務を分掌処理するため，高齢者支援係を置く。

（補佐等）

第５条　支援室には，課長補佐，統括係長その他所要の警察職員を置くことができる。

附　則

この訓令は，平成29年３月24日から施行する。